

## 平成30年 確定申告のお知らせ

江差税務署では次のとおり確定申告会場を開設します。  
申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

なお、会場の混雑状況により受付を早めに締め切ることがあります。

○開設期間 2月18日（月）から3月15日（金）まで  
（土日祝日は除く）

○受付時間 午前9時から午後4時まで

○確定申告会場 江差税務署

（江差町字姥神町167番地1江差地方合同庁舎3階）

※注意：2月15日（金）以前は、確定申告会場を開設しておりません。

確定申告のご相談は、申告会場を開設する2月18日（月）以降にお越しください。  
また、申告に関するご質問や必要な書類のご確認などは、お電話でも問い合わせることができます。

### 確定申告書には マイナンバーの記載が必要です！

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です）。

※e-Taxで申告書などを送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

### 医療費控除の提出書類が簡略化されました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、医療費控除の明細書や確定申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

平成30年 医療費控除の明細書  
※この明細書は提出する書類です。セカンドアクション機能は受け付けられません。

氏名 姓 氏 名 住所 氏 名 生 年 月 日

1 医療費の合計額を記載する欄  
2 医療費の明細を記載する欄  
3 医療費の合計額を記載する欄  
4 医療費の合計額を記載する欄  
5 医療費の合計額を記載する欄  
6 医療費の合計額を記載する欄  
7 医療費の合計額を記載する欄  
8 医療費の合計額を記載する欄  
9 医療費の合計額を記載する欄  
10 医療費の合計額を記載する欄  
11 医療費の合計額を記載する欄  
12 医療費の合計額を記載する欄  
13 医療費の合計額を記載する欄  
14 医療費の合計額を記載する欄  
15 医療費の合計額を記載する欄  
16 医療費の合計額を記載する欄  
17 医療費の合計額を記載する欄  
18 医療費の合計額を記載する欄  
19 医療費の合計額を記載する欄  
20 医療費の合計額を記載する欄  
21 医療費の合計額を記載する欄  
22 医療費の合計額を記載する欄  
23 医療費の合計額を記載する欄  
24 医療費の合計額を記載する欄  
25 医療費の合計額を記載する欄  
26 医療費の合計額を記載する欄  
27 医療費の合計額を記載する欄  
28 医療費の合計額を記載する欄  
29 医療費の合計額を記載する欄  
30 医療費の合計額を記載する欄  
31 医療費の合計額を記載する欄  
32 医療費の合計額を記載する欄  
33 医療費の合計額を記載する欄  
34 医療費の合計額を記載する欄  
35 医療費の合計額を記載する欄  
36 医療費の合計額を記載する欄  
37 医療費の合計額を記載する欄  
38 医療費の合計額を記載する欄  
39 医療費の合計額を記載する欄  
40 医療費の合計額を記載する欄  
41 医療費の合計額を記載する欄  
42 医療費の合計額を記載する欄  
43 医療費の合計額を記載する欄  
44 医療費の合計額を記載する欄  
45 医療費の合計額を記載する欄  
46 医療費の合計額を記載する欄  
47 医療費の合計額を記載する欄  
48 医療費の合計額を記載する欄  
49 医療費の合計額を記載する欄  
50 医療費の合計額を記載する欄  
51 医療費の合計額を記載する欄  
52 医療費の合計額を記載する欄  
53 医療費の合計額を記載する欄  
54 医療費の合計額を記載する欄  
55 医療費の合計額を記載する欄  
56 医療費の合計額を記載する欄  
57 医療費の合計額を記載する欄  
58 医療費の合計額を記載する欄  
59 医療費の合計額を記載する欄  
60 医療費の合計額を記載する欄  
61 医療費の合計額を記載する欄  
62 医療費の合計額を記載する欄  
63 医療費の合計額を記載する欄  
64 医療費の合計額を記載する欄  
65 医療費の合計額を記載する欄  
66 医療費の合計額を記載する欄  
67 医療費の合計額を記載する欄  
68 医療費の合計額を記載する欄  
69 医療費の合計額を記載する欄  
70 医療費の合計額を記載する欄  
71 医療費の合計額を記載する欄  
72 医療費の合計額を記載する欄  
73 医療費の合計額を記載する欄  
74 医療費の合計額を記載する欄  
75 医療費の合計額を記載する欄  
76 医療費の合計額を記載する欄  
77 医療費の合計額を記載する欄  
78 医療費の合計額を記載する欄  
79 医療費の合計額を記載する欄  
80 医療費の合計額を記載する欄  
81 医療費の合計額を記載する欄  
82 医療費の合計額を記載する欄  
83 医療費の合計額を記載する欄  
84 医療費の合計額を記載する欄  
85 医療費の合計額を記載する欄  
86 医療費の合計額を記載する欄  
87 医療費の合計額を記載する欄  
88 医療費の合計額を記載する欄  
89 医療費の合計額を記載する欄  
90 医療費の合計額を記載する欄  
91 医療費の合計額を記載する欄  
92 医療費の合計額を記載する欄  
93 医療費の合計額を記載する欄  
94 医療費の合計額を記載する欄  
95 医療費の合計額を記載する欄  
96 医療費の合計額を記載する欄  
97 医療費の合計額を記載する欄  
98 医療費の合計額を記載する欄  
99 医療費の合計額を記載する欄  
100 医療費の合計額を記載する欄

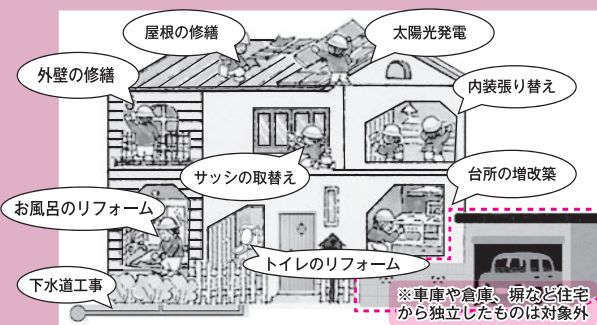
医療費の領収書から  
必要事項を記載します。

お問い合わせ 江差税務署 電話0139-52-0078

## 工事費全体の20%（最大30万円）を補助!! 住宅リフォーム補助の申請は 2/28まで

平成30年度の住宅の新築・リフォーム工事にかかる費用の補助申請は2月28日（木）までですが、補助金の交付決定額が所定額に達した場合は、その時点で受付終了となります。現在、検討中の方は、お早めに申請ください。

※この事業の補助を受けられるのは、事業年度にかかわらず一つの住宅について1回限りです。（同一世帯および同一人につき期間中に1回に限る）



### ◆補助条件

- (1)増改築やリフォームなどの工事費（消費税等含む）が20万円以上のもの
- (2)町内の建設業者または商工会会員が施工するもの
- (3)補助金交付決定前に着工していないもの
- (4)3月29日（金）までに完了届を提出できるもの
- (5)建築基準法、建設業法その他の法令に違反しない工事

### ◆補助の対象となる方

現在、リフォームなどを行う住宅に住んでいる、または居住しようとしている方で、次の全てに該当する方（共同所有の場合はいずれかの一人に限る）

- (1)町内に住所を有する方
- (2)工事を行う住宅の所有者または所有者の直系親族の方
- (3)町税その他の町の公課に滞納がない方（同居者を含む）
- (4)町税の滞納に対する制限措置を受けていない方（同一世帯の全員）

●相談・申込・お問い合わせ：施設課土木建築グループまたは 上ノ国町商工会（☎0139-55-2121）